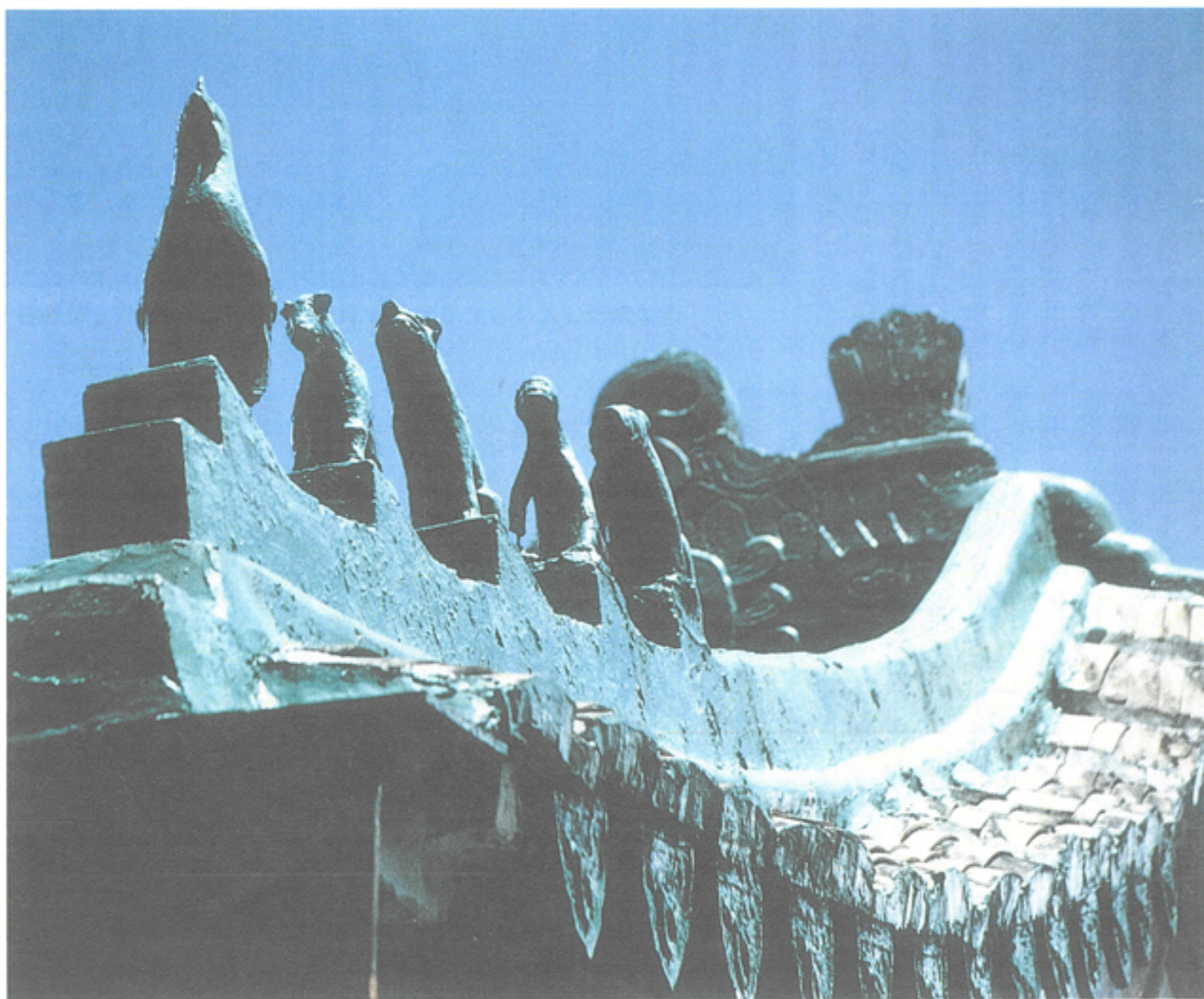


生かそう憲法  
くらしと  
政治に

1994年1月15日 第8号



発行 あおぞら法律事務所 〒810 福岡市中央区大名2丁目7番11号 森ビル3階 TEL.092-721-1425 FAX.092-721-1498



「台湾の青空」 Photo 前田 豊

タロコ峡谷・天祥の屋根を飾る動物群です。  
西、犬、寅、猿、猪の順でしょうか？

あけまして  
おめでとう  
ございます

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 代表 弁護士 前田 豊 | 事務局 江藤 福男 |
| 弁護士 渡邊 和也   | 事務局 橋本 絵美 |
| 弁護士 古屋 勇一   | 事務局 坂本 尚子 |
| 弁護士 古屋 令枝   | 事務局 緒方 桂  |
| 弁護士 小宮 和彦   |           |

# 「小選挙区」について

弁護士 前田 豊

いま国会で選挙改革が審議されています。このレターが届くころには参議院で、あるいは採決されているかもしれません。しかし、この選挙改革で「小選挙区」を採用することは、いかにそれが比例代表制と抱き合わせでのものであっても、大きな問題だと思えます。

なぜなら、国民の声をよく反映した政治にするという意味、腐敗した政治を糺すという意味、あるいは一票の格差を平等に是正するという意味での「政治改革」は大いに進めなければならぬのですが、そのことと「小選挙区」制を導入することは意味が違ってくるからです。

「中選挙区制は金がかかる、腐敗政治の元凶だ」という理由で「小選挙区」制の導入が提案されました。しかし、奇妙なことに、今日までの国会審議の過程で「小選挙区は金がかからない」という実証的な議論がされていません。金の問題は、選挙区問題ではなく、もつと別のところにあるはずで、議論をすり替えるのは、もう止めて欲しいと思います。

「小選挙区」と「比例代表制」の抱き合わせで選挙制度を変えようという提案は、始まってからもう五年になります。未だにその決着がつかないというのは、その案自体に大きな問題があったということの裏返しでもあります。

比例代表制に近い制度だと言われていません。むしろ、現在の選挙区制の下で、最高裁判所の判決に示されたより以上の抜本的な定数の是正に取り組むことが先決問題のほうです。

「小選挙区制」には反対です。

(一九九三年十一月脱稿)



## ブル/プッシュファクター

九三年には、ウイエトナム北部の若い人たちが多数が、ボートピープルとして九州・沖縄に漂着し(二九隻六三八名)本年も止む気配がありません。日本の見せかけの豊かさがブル要因、

ウイエトナムの戦争被害未回復が大きなプッシュ要因とみられます。

## 国連だより すだれの反対側

弁護士 渡邊 和也

流出防止 流出後に 対策を講じるのではなく、流出そのものを減らすためには、プッシュ要因を減殺する努力が必要であり、その方向で国連や国際機関・NGOなどが尽力しています。

### 国際救援活動

根治療法他に、どうして緊急の対症療法が必要な場合

合も多く発生します。残念ながら、日本はこの面でも例えれば北欧諸国などに比し大きく遅れています。

いわゆるPKO法にも、人道的国际救援活動規定がありますが、政府は自衛隊を派遣することに自衛隊を認知させることを主眼とするだけで、民間の技術・民間人の良心実現へのシステムを開発していません。現状では良心を活かそうとすれば、自己犠牲を覚悟しなければなりません。

### すだれの反対側

日本の外周には「すだれ」が張られ、外から見えないうわられます。昨年未で国連安保理非常任理事国の二年の任期が切れたことから、「常任理事国入り」問題が政府の主要な関心となつていますが、それよりも憲法九条を背負って(軍事力に頼るありふれた途ではなく、完全に非暴力手段のみで)「すだれ」の外側へ個人が出て行くことの方が国連創設五〇周年の年にふさわしい日本の姿ではないでしょうか。





超豪華な顔ぶれと料理の御招待を受けリラックスした晩餐会

福岡地裁で裁判官が会うこともなく総務の職員が応待するなど、裁判所側は余り親切な感じではなかったと来日時の感想をお話になりました。胡さんはそのような裁判所の対応を国交がないからではないかと遠慮がちにおっしゃいましたが、前田弁護士は即座にそれは違うだろう、日本の裁判所の官僚主義のせいだと

思ったと答えました。我々は日本の地方都市の法律事務所の事務所旅行にもかかわらず、台湾の裁判所から手厚い接待を受けている中で、このような胡さんのお話を聞き、非常に肩身の狭い思いをしました。しかし、胡さんは、さらに、弁護士会は一番親切だった。また、当時の谷口正孝東京地裁所長には非常に

暖かい接待を受けられたようで非常に感謝されていると聞き、幾分ほっとしました。胡さんは法官と律師との違いはいわば与党と野党の違いというだけで、正義の実現という点では目的は全く同じであると言われ、フランクに交流することは当然であるという態度でした。私は、胡さんの話を聞きながら、心の中で、日本の裁判所よ、外国で民間人に恥をかかせるようなことはするなよ、もう少し台湾の法曹を見習えよと呟いていました。院長室の後、地方法院の庁舎内見学をしました。

一番驚いたのは、エレベーター前の廊下に、よく日本でも駅などに観光案内や空席情報などだれでもスイッチで見ることが出来るコンピューターのモニターが置かれ、だれでも、それを操作して、裁判所庁舎内の案内から各事件の判決内容等まで照会することができることでした。台湾の裁判所のコンピューター化は、非常に進んでおり、その後に見学した書記官室、裁判官室にも、各机にコンピューター端末が置かれており(院長の机にもありました)、裁判手続の管理が全てコンピューター化されていました。

このときは、何と、台湾最高法院院長(最高裁判官)の王甲乙さんをはじめ、高裁、地裁の方々と会食することになり、我々は少なからず緊張しました。しかし、最高裁判官の王さんは、我が事務所の事務局の女性陣までそれぞれの名前を覚えて名前を話かけていただいたり、幹事役の林さんは巧みな通訳でみんながスムーズに飲談できるような細かい配慮をしていたり、非常に気さくで暖かい宴席でした。所員一同本当に感激しました。また、この料理は、いずれもお世辞抜きに大変おいしいものばかりで、中でも、「畏公排翅」というふかひれの煮込み(濃い

実際に、刑事裁判官室で、裁判官に、コンピューターの操作をしてもらいましたが、どこの裁判所のいつの裁判であつても、自分の机の端末を使ってプリントアウトすることができました。その夜は、今回の裁判所見学のお世話をいただいた台湾高等法院台中分院院長の林明德さんのご招待で、台北希爾頓大飯店という超高級そうなレストランで湖南料理をごちそうになりました。

翌二〇日、我々は台湾西海岸の大理石で有名な花蓮へ移動しました。この夜は、台湾高等法院花蓮分院院長の金欽公さんが、わざわざ我々の宿泊しているホテルを訪問され、しばらく飲談していかれました。しかも金さんは我々全員にそれぞれ「中国結」という大理石に組み込まれた細工をしたアクセサリーのおみやげまで持ってこられたのです。今回の事務所旅行は、台北の町並み、花蓮タロコ溪谷の雄大さ等、観光的にも非常によかったです。観光的にも非常によかったです。何と云っても林明德さんのご尽力により、法律事務所の事務所旅行にもかかわらず、台湾の裁判所をすみずみまで見学し、台湾の裁判官の方々の暖かいご接待を受けるなど、得難い経験をさせていただき、本当に充実した旅行でした。

私は、日本の裁判所、裁判官の印象と比べるとカルチャーショックみたいな気持ちを感じてしまいました。

# 事務所旅行記

## 台湾裁判所見学

弁護士 古屋 勇一

昨年八月十九日から二十二日まで、我が事務所員の七名(前田、渡邊、小宮、古屋、橋本、坂本、緒方)は台湾へ事務所旅行に行き、裁判所見学をする機会に恵まれました。

十九日、午前十一時三十五分、キャセイパシフィック航空五一便は定刻どおり、台北中正国際空港に到着しました。機内食をたらふく食べていた我々一行は、すぐに、台湾の政府の「總統府」近くにある「司法大廈」(大廈とはビルのこと)に直行し、台湾高等法院(高等裁判所のこと)の院長室(長官室)で庭長(部総括裁判官)の谷風岐さんに面会しました。あいにく院長は不在とのことでした。司法大廈入口から院長室までの間、ビデオカメラやスチールカメラが我々を撮影しており、院長室では谷さん他数名の裁判官や裁判所職員の接待を受け、応接室にはそれぞれの席の前に、山盛りのトロピカルフルーツ、お茶、中国菓子、コーヒーが出

されました。我々は、その手厚い接待振りに、いきなり驚き、これはひよっとして、福岡県弁護士会副会長(前田豊弁護士のこと)を日弁連の会長か副会長と誤解されているのではなからうかとお互い小声でささやき合っていました。高等法院院長室で自己紹介をし、しばらく台湾の司法制度等について話をした後、裁判所庁舎内にある並流な映写室に案内され、台湾の司法制度の説明映画を見せられました。映写室の座席はゆったりとした両ひじ掛け付の応接椅子のような席で、各席の間に小さな机が挟まっており、その上に各人別々に折り箱に入ったフルーツとお茶が用意されていました。残念ながら映画は、英語版でしたので、英語が全くできない私は分かりませんでした。画面は漢字が出てきますので何とか漢字を追って見ていました。映画の後は法廷傍聴です。法廷に移動する前に、その日に審

理されている裁判の要旨を日本語で記載したレジュメを配っていただき、いたれりつくせりで、予備審問のような手続なのか、まず、高等法院の刑事単独法廷で、強盗事件(一審は無期懲役有罪判決)を傍聴しました。弁護士(律師)と検察官は立ち会っておらず、被害者と思われ若い女性の尋問と若い男性の被告人質問がなされていました。日本と異なり、被告人は手錠のほか、足錠もつけられており、証言の際にも、手錠はずされましたが、足錠はつけられたままでした。その後、裁判は行なわれてい

ませんが、大抵日本と同じですが、民事の場合には代理人席が、裁判官席の正面から裁判官の方に向かって、二つ並んでいること、裁判官席の後ろには国旗が掲げられていること、通訳席がどの法廷にも設けられていること(少数民族の関係だそうです)、法廷の後ろにはテレビモニターが二台セットされており、その下に「録音中」、「録画中」の電光表示があることなどが、日本と違う点でした。テレビモニターを何に使用されるかは説明を聞き逃しました。高等法院見学の後、台北地方法院(地方法院のこと)へ移動しました。院長室で、台北地方法院院長(地裁所長のこと)の胡致中さんと四〇分間面談しました。胡さんは過去二回日本に来られたことがあり、最初は十一年前ということでした。胡さんは、



台湾高等法院前にて